

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol.11 過年度未払賃金

厚生労働省は、「平成 22 年度賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめ」を平成 23 年 10 月に公表しております。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001rv80.html>

これによると、不払であった割増賃金の 1 企業での最高支払額は「3 億 9,409 万円」、次いで「3 億 8,546 万円」「3 億 5,700 万円」となっております。

所定時間外労働（休日、深夜、時間外）に対する賃金について、割増賃金が発生しているにもかかわらず、支払が行われていない場合、2 年分さかのぼって、支払命令が出されることとなります。

平成 23 年 4 月以降、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されていますので、未払問題が、誤謬である場合には、修正再表示の問題が生じかねます。

この基準は、経理や営業だけの問題ではなく、上記のように、人事や総務の部署にも関連しておりますので、会社全体（内部統制も含む）で、考えなければなりませんね。

(2012/5/11 号より)